

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和3年3月30日(火)

午前8時30分 解禁

担当

職業安定部職業安定課

課長 草木 一之

課長補佐 眞田 義信

電話 075-241-3268 (ダイヤル)

## ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について(令和3年2月分まで)

厚生労働省では、平成27年度から全国のハローワーク(公共職業安定所)において「マッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」を実施し、サービスの質の向上を図るとともに就職支援の強化に努めています。

京都労働局及び管下各ハローワークでは、令和2年度における主要3指標(就職件数、充足件数、雇用保険受給者の早期再就職件数)について別紙のとおり目標設定していますが、令和3年度2月までの実績をとりまとめましたので公表いたします。

< 2月までの取組の進捗状況(京都労働局計) >

1. 就職件数(常用)

20,018件 (2月までの目標達成率: 78.9%)

2. 求人充足件数(常用)

19,670件 (2月までの目標達成率: 79.0%)

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数

8,654件 (1月までの目標達成率: 102.2%)

※「雇用保険受給者の早期再就職件数」は集計がひと月遅れとなるため今回は1月分となります。

令和2年度 京都労働局管内各公共職業安定所における目標値・実績一覧（令和3年2月）

●就職件数（常用（※1））

項目 安定所	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	7,448	5,436	73.0%	▲ 2,012	8,390	64.8%
京都七条所	5,987	4,533	75.7%	▲ 1,454	6,706	67.6%
伏見所	2,355	2,109	89.6%	▲ 246	2,595	81.3%
宇治所	2,405	1,876	78.0%	▲ 529	2,635	71.2%
京都田辺所	1,954	1,618	82.8%	▲ 336	2,191	73.8%
福知山所	2,334	1,880	80.5%	▲ 454	2,604	72.2%
舞鶴所	1,476	1,398	94.7%	▲ 78	1,639	85.3%
峰山所	1,405	1,168	83.1%	▲ 237	1,562	74.8%
京都労働局	25,364	20,018	78.9%	▲ 5,346	28,322	70.7%

●充足件数（常用（※1））

項目 安定所	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	8,214	6,173	75.2%	▲ 2,041	9,272	66.6%
京都七条所	5,466	3,910	71.5%	▲ 1,556	6,093	64.2%
伏見所	2,736	2,428	88.7%	▲ 308	3,026	80.2%
宇治所	2,464	1,939	78.7%	▲ 525	2,721	71.3%
京都田辺所	1,259	1,110	88.2%	▲ 149	1,403	79.1%
福知山所	2,215	1,887	85.2%	▲ 328	2,489	75.8%
舞鶴所	1,247	1,186	95.1%	▲ 61	1,407	84.3%
峰山所	1,282	1,037	80.9%	▲ 245	1,424	72.8%
京都労働局	24,883	19,670	79.0%	▲ 5,213	27,835	70.7%

●雇用保険受給者の早期再就職件数（※2）

項目 安定所	1月までの目標目安値	1月までの実績累計値	1月までの目標目安値 に対する達成率	1月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	2,746	2,872	104.6%	126	3,188	90.1%
京都七条所	1,930	2,020	104.7%	90	2,263	89.3%
伏見所	1,121	1,184	105.6%	63	1,296	91.4%
宇治所	865	823	95.1%	▲ 42	1,001	82.2%
京都田辺所	671	632	94.2%	▲ 39	791	79.9%
福知山所	472	475	100.6%	3	549	86.5%
舞鶴所	278	297	106.8%	19	326	91.1%
峰山所	385	351	91.2%	▲ 34	444	79.1%
京都労働局	8,468	8,654	102.2%	186	9,858	87.8%

※1 雇用契約において期間の定めがないか、又は4箇月以上の雇用期間が定められているものをいう（季節労働者を除く）。

※2 雇用保険受給者が所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した件数（他の指標と比べて集計がひと月遅れとなります）。